

最高裁人任A第000563号

(人い-02)

平成21年3月31日

高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿
最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所職員総合研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 山崎敏充

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の官職の属する
職制上の段階等について（依命通達）

標記の職制上の段階等について、下記のとおり定めましたので、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第6号。以下「規則」という。）によるほか、これによってください。

記

- 1 規則別表の1の項から3の項までの第1欄に掲げる職務に従事する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の官職の属する職制上の段階及び各職制上の段階相互の関係は、別表のとおりとする。
- 2 規則別表の1の項第3欄第4号の最高裁判所の定めるものは、現在の官職に任命される直前の官職（当該官職が規則別表の2の項第3欄第2号の職制上の段階に属する官職である場合は、当該官職に任命される直前の官職）が、規則別表の

1の項第3欄第3号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職であった裁判所職員総合研修所教官とする。

3 規則別表の1の項第3欄第5号の最高裁判所の定めるものは、現在の官職に任命される直前の官職（当該官職が規則別表の2の項第3欄第2号の職制上の段階に属する官職である場合は、当該官職に任命される直前の官職）が、規則別表の1の項第3欄第4号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職であった係長とする。

4 規則別表の1の項第3欄第13号の最高裁判所の定めるものは、現在の官職に任命される直前の官職（当該官職が規則別表の2の項第3欄第2号の職制上の段階に属する官職である場合は、当該官職に任命される直前の官職）が、規則別表の1の項第3欄第12号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職であった検察審査会事務局長とする。

5 規則別表の3の項第3欄第2号の最高裁判所の定めるものは、現在の官職に任命される直前の官職が、規則別表の3の項第3欄第1号の職制上の段階と同等の職制上の段階に属する官職であった高等裁判所の家庭裁判所調査官とする。

6 規則別表の6の項第3欄第1号の職制上の段階には、準役付職員が属するものとする。

付 記

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

付 記（平24年3月26日最高裁人任二A第000482号）

この通達は、平成24年4月1日から実施する。

(別表)

職務の種類		規則別表の1の項第1欄に掲げる職務				
組織	最高裁判所 (司法研修所、裁判所職員総合研修所 及び最高裁判所図書館を含む。)		高等裁判所 (知的財産高等裁判所を含む。)		地方裁判所 家庭裁判所 簡易裁判所 検察審査会	
職制上の段階	標準的な官職	左の標準的な官職と同一の 職制上の段階に属する官職	標準的な官職	左の標準的な官職と同一の 職制上の段階に属する官職	標準的な官職	左の標準的な官職と同一の 職制上の段階に属する官職
	事務総長	事務総長 事務次長 司法研修所長 裁判所職員総合研修所長				
	局長	局長 事務総局の課長 審議官 家庭審議官 司法研修所事務局長 裁判所職員総合研修所事務局長 最高裁判所図書館長	事務局長	事務局長 事務局次長		
	課長	事務総局の局長の課長 室長 参事官 職員管理官 厚生管理官 審査官 首席技官 次席技官 司法研修所事務局長次長 司法研修所の課長 司法研修所教官 裁判所職員総合研修所事務局長次長 裁判所職員総合研修所の課長 研究企画官 裁判所職員総合研修所教官(記2に定めるものに限る。) 最高裁判所図書館副館長 最高裁判所図書館の課長	課長	課長(知的財産高等裁判所の課長を除く。) 総括企画官 文書企画官 知的財産高等裁判所事務局長	事務局長	事務局長 事務局次長 事務部長 検察審査会事務局長(記4に定めるものに限る。)
	課長補佐	課長補佐 室長補佐 職員管理官補佐 厚生管理官補佐 訟廷首席書記官補佐 企画官 専門官 工務検査官 主任技官 営繕企画官 班長 裁判所職員総合研修所教官(記2に定めるものを除く。) 係長(記3に定めるものに限る。)		課長補佐 企画官 専門官 庶務課長 知的財産高等裁判所の課長 首席技官 主任技官	課長	課長 文書企画官 課長補佐 企画官 専門官 検察審査会事務局長(記4に定めるものを除く。) 検察審査会の課長
	係長	係長(記3に定めるものを除く。) 専門職 主任 調査員		係長 専門職 主任 調査員 営繕専門職	係長	係長 専門職 主任 調査員 検察審査会の係長 検察審査会の主任
	裁判所事務官	裁判所事務官 裁判所技官		裁判所事務官 裁判所技官	裁判所事務官	裁判所事務官 検察審査会事務官 法廷警備員

規則別表の2の項第1欄に掲げる職務				規則別表の3の項第1欄に掲げる職務	
最高裁判所		高等裁判所 (知的財産高等裁判所を含む。) 地方裁判所 家庭裁判所 簡易裁判所		高等裁判所 家庭裁判所	
標準的な官職	左の標準的な官職と同一の 職制上の段階に属する官職	標準的な官職	左の標準的な官職と同一の 職制上の段階に属する官職	標準的な官職	左の標準的な官職と同一の 職制上の段階に属する官職
首席書記官	大法院首席書記官 小法院首席書記官 訟廷首席書記官				
裁判所書記官	裁判所書記官 裁判所調査官 訟廷首席書記官補佐 係長	首席書記官	首席書記官 知的財産高等裁判所首席書記官 次席書記官 総括主任書記官 裁判所調査官	首席家庭裁判所調査官	首席家庭裁判所調査官 次席家庭裁判所調査官 総括主任家庭裁判所調査官 高等裁判所の家庭裁判所調査官(記5に 定めるものに限る。)
		主任書記官	訟廷管理官 裁判員調整官 訟廷副管理官 主任書記官 速記管理官 速記副管理官 主任速記官	主任家庭裁判所調査官	主任家庭裁判所調査官 高等裁判所の家庭裁判所調査官(記5に 定めるものを除く。)
		裁判所書記官	裁判所書記官 係長 裁判所速記官	家庭裁判所調査官	家庭裁判所調査官
				家庭裁判所調査官補	家庭裁判所調査官補